

津奈木町有害鳥獣被害防止電気柵等設置事業補助金について

令和2年4月 津奈木町振興課

この補助金は、農作物等をイノシシなどの有害鳥獣から守るために電気柵等を設置するための補助金です。申請にあたりましては以下の条件をご確認ください。

【申請条件】

- ・電気柵等（金網柵・ネット柵等）の新規購入、設置（資材代）に係る費用のみの補助金で、次の要件を満たすものです。
 - 1) 1箇所当たりの受益面積が概ね200㎡以上であること。
 - 2) 電気柵は、電線を2段以上張り、感電防止のための適切な措置を講じること。
 - 3) 金網、ネット等については、ハネあげ、もぐり込みへの対策を講じること。また、十分な強度を有するもの。
- ・補助金の額は資材等の総額の1/2以内で上限が10万円です。

例) 総額 150,000 円の場合 → 補助額 75,000 円
総額 220,000 円の場合 → 補助額 100,000 円
- ・申請者は、町内の土地に電気柵等を設置される方に限ります。
- ・年度内での申請は個人で1回までです。（同一世帯でも不可）
- ・過去5年以内に補助金の交付を受け電気柵等を設置した農地は申請が制限されます。
- ・実績報告は領収書及び完了写真を提出ください。

※購入については、交付決定通知後となりますのでご注意ください。

問い合わせ先

津奈木町 振興課 農林水産班

電話：0966-78-5520

FAX：0966-78-3116